

【アンチ・ドーピング諸規則に関する改訂点のお知らせ】

1. 2009年禁止表国際基準の改訂点

すべての禁止物質は「**特定物質**」として扱われるものとする。

但し、S1 蛋白同化薬、S2 ホルモンと関連物質、S4.4 ミオスタチン阻害薬、S6.a 非特定物質および禁止方法 M1 酸素運搬能の強化、M2 化学的・物質的操作、M3 遺伝子ドーピングは除く。

特定物質：医薬品として広く市販され、不注意でドーピング違反を起こしやすいもの。

競技力向上を目的としたものでないことを証明できれば、制裁措置は軽減されることがある。

<参考> 2009年禁止表国際基準より

S2. ホルモンと関連物質（下線部追加項目）

S2.1 赤血球新生刺激物質（エリスロポエチン(EPO)、ダルベポエチン(d EPO)、ヘマトイド等）

S3 ベータ2作用薬

ホルモテロール、サルブタモール、サルメテロール、テルブタリンが吸入使用される場合にはISTUEに従いTUE申請が必要。

S5. 利尿薬と他の隠蔽薬

エピテストステロンはS1に移動（テストステロンの光学異性体のため）、非特定物質扱いとなる。

フィナステリド（商品名：プロペシア、育毛剤）の削除。

M2. 化学的・物理的操作

M2.2 静脈内注入は禁止される。但し、外科的処置の管理、救急医療または臨床的検査における使用は除く。

M3. 遺伝子ドーピング（文言の明確化、例示追加）

競技能力を高める可能性のある内因性遺伝子の発現を修飾する、細胞または遺伝因子の移入あるいは細胞、遺伝因子または薬物の使用は禁止される。

ペルオキシソーム増殖因子活性化受容体デルタ(PPAR δ)作働薬(GW1516等)およびPPAR γ -AMP活性化プロテインキナーゼ(AMPK)系作働薬(AICAR等)は禁止。

S6. 興奮薬（分類）

a.非特定物質

b.特定物質

WADA code（2009年版）の詳細につきましては、日本アンチ・ドーピング機構（JADA）のウェブサイトから確認してください。

日本アンチ・ドーピング機構ホームページ <http://www.anti-doping.or.jp/>

2. ドーピング・コントロール（検査）の改訂点（International Standard for testing（IST）の変更）

分析のために必要な採尿量は 75mL 以上から 90mL 以上 に変更。

旧規程により略式申請となっていた吸入 2 刺激剤（サルブタモール、サルメテロール）ならびに一部の糖質コルチコイド（副腎皮質ステロイド）の局所使用（表 2 参照）については、公式記録書（検査用紙）に申告することが求められる。

分析のための適切な比重

屈折計を用いた場合： 1.005 若しくはそれ以上

尿スティックを用いた場合： 1.010 若しくはそれ以上

これを逸脱するときは再度、採尿することになります。

<公式記録書の「医薬品とサプリメントの申告」欄で求められる内容>

7 日間以内に使用した処方薬や処方箋のない薬および栄養補助食品類（サプリメント）を記載

吸入喘息治療薬を使用した場合や注射をした場合

診断名
使用した薬品名
処方した医師の氏名ならびに病院名など

ATTENTION!

3. TUE（治療目的使用に係る除外措置）の改訂点

略式 TUE は廃止されます

<TUE 付与の基準>

大会参加 21 日前までに競技者が申告する。

当該の禁止物質・方法を使用しないとその競技者が深刻な障害を受ける。

当該禁止物質・方法の使用によって、選手が健康状態にもどる以上には競技能力が増強されない。

当該禁止物質・方法を使用する以外に適正な治療法がない。

禁止物質を治療目的以外で使用したことの継続ではない。

許可には有効期限があり、いつでも取り消されることがある。

緊急の場合を除いて、事前承認であること。

<TUE 申請の添付書類>

診断根拠を客観的に証明する医療記録

- ・ 臨床経過
- ・ 診療所見 必要に応じて、写真
- ・ 検査結果 必要に応じて、データ、報告書コピー
- ・ 画像所見 必要に応じて、フィルム

<TUE が許可されない例>

- ・許可された薬剤で代替治療できる場合
感冒薬
- ・治療において禁止物質が不可欠であることが客観的に証明されない場合
診断名のみ記載の診断書を添付した場合 診断が確認できない

<移行措置>

2008年12月31日以前に受信されて、2009年1月1日以降に有効期限の残っている略式TUEは、以下の日付のうちで最も早いものまで有効

TUE委員会が再検討した結果、略式TUEが無効とされた日

略式TUEに記載された有効期限

2009年12月31日

略式TUEで許可を受けている競技者も早期にあらためて申請することをお勧めします。

表1 略式TUE対象だった吸入ベータ2作用薬

対象競技者	TUE申請	ADAMSでの使用申告	公式記録書申告
IFのRTP対象者 1	通常のTUE申請	適切な場合 ADAMSでの申告 (IFのルールによる)	必ず申告
IFのRTP以外で国際大会に参加する競技者 2	通常のTUE申請 または AAFの際、遡及的TUE申請 (IFルールによる)	適切な場合 ADAMSでの申告 (IFまたは組織委員会のルールによる)	必ず申告
上記以外の国内水準の競技者 3	AAFの際、遡及的TUE申請 (通常のTUE申請も可)	ADAMSでの申告を義務化しない	必ず申告

AAF：違反が疑われる分析報告 RTP：検査対象者登録リスト IF：国際競技連盟

1：オリンピック等の国際大会出場者や常に検査対象となる選手

2：上記以外で国際大会に出場する選手

3：国体等の対象選手

<糖質コルチコイド使用の申請>

使用方法	必要な手続き
経口、経直腸、静脈注射、筋肉注射	TUE (禁止)
関節内注射、関節周囲注射、腱周囲注射、硬膜外注射、皮内注射、吸入	ADAMS申告(IF) 公式記録書申告 (許可)
皮膚疾患、耳疾患、鼻疾患、目疾患、口腔内疾患、歯肉疾患および肛門周囲の疾患に対する局所使用	手続き必要なし (許可)

< ADAMS : Anti-Doping Administration and Management System >

アンチ・ドーピング活動に関わる世界中の情報を一元的に管理，調和させる目的で世界ドーピング防止機構（WADA）によって制作された WEB ベースのシステム

ADAMS により管理できる情報

- ・ 検査立案・実施内容
- ・ 検査分析結果
- ・ 居場所情報
- ・ TUE 申請結果
- ・ 制裁措置に関する情報

TUE は JADA のウェブサイト（ホームページ）からダウンロード